
プロジェクト 四半期報告書制度の見直しへの対応

項目 (仮称) 期中会計基準等の体系

I. 本資料の目的

1. 本資料は、(仮称) 期中会計基準等 (以下「期中会計基準等」という。) の体系について、ご意見を伺うことを目的としている。

II. これまでの経緯

2. 第 535 回企業会計基準委員会 (2024 年 10 月 29 日開催) では、中間会計基準等と四半期会計基準等を統合した期中会計基準等の開発を行うことを提案した。

III. 期中会計基準等の体系

事務局の分析

(中間及び四半期に共通の取扱いと四半期のみ適用される取扱いの区分)

3. 中間会計基準等は四半期会計基準等に定められている取扱いのうち、中間財務諸表の作成にあたって必要な会計処理及び開示を基本的に引き継いでおり、四半期会計基準等の定めは、以下に区分できると考えられる。
 - (1) 中間財務諸表及び四半期財務諸表に共通の取扱い
 - (2) 四半期財務諸表のみに適用される取扱い
4. ここで、中間会計基準等と四半期会計基準等を統合した期中会計基準等の開発にあたっては、金融商品取引法に基づく半期報告書制度に適用できるようにするため、期首から 6 か月間を 1 つの会計期間 (中間会計期間) として作成する中間財務諸表に適用可能な会計処理を定めることを原則とすることが前提となっている。この原則を踏まえると、中間財務諸表を作成するにあたって必要な前項(1)の取扱いと四半期財務諸表のみに適用される取扱いである前項(2)を区分することが中間財務諸表及び四半期財務諸表それぞれの作成にあたって有用であると考えられる。
5. このため、四半期会計基準等では各項に含まれていた四半期財務諸表に固有の取扱いを、期中会計基準等では別の章にまとめることが考えられる。

(連結と個別の統合)

6. また、四半期会計基準においては、四半期連結財務諸表の作成基準と四半期個別財務諸表の作成基準がそれぞれ独立した章として設けられており、中間会計基準においても四半期会計基準の章立てを引き継いでいた。
7. ここで、中間会計基準及び四半期会計基準における中間連結財務諸表及び四半期連結財務諸表の取扱いと、中間個別財務諸表及び四半期個別財務諸表の取扱いは、連結及び個別に固有の一部の取扱いを除き、重複した定めとなっている。当該重複した定めについては、連結及び個別に共通の取扱いとして定めた方が、連結と個別の取扱いの差異の明確化を図ることが可能になると考えられる。
8. このため、期中会計基準の開発にあたっては、期中連結財務諸表と期中個別財務諸表で重複する定めは共通の取扱い（期中財務諸表の取扱い）として定め、期中連結財務諸表及び期中個別財務諸表に固有の一部の取扱いと区分した章立てとすることが考えられる。

(事務局の提案)

9. 以上の分析を踏まえ、期中会計基準等では中間会計基準等と四半期会計基準等の定めを基本的に引き継ぐが、章立については次のとおり一部変更ことが考えられるかどうか。
 - (1) 中間財務諸表及び四半期財務諸表に共通の取扱いと、四半期財務諸表のみに適用される取扱い（以下「6か月ごとより高い頻度で期中財務諸表を作成する場合の固有の取扱い」という。）を区分し、独立した章とする。
 - (2) 期中連結財務諸表と期中個別財務諸表で重複する定めは共通の取扱いとして定め、期中連結財務諸表又は期中個別財務諸表に固有の一部の取扱いと区分した章立てとする。
10. 具体的な章立てのイメージは次のとおりである。なお、前項(1)及び(2)の章立てに関連する項目について、次のとおりハイライトしている。
 - 前項(1)に関連する項目 水色
 - 前項(2)に関連する項目 黄色

(仮称) 期中財務諸表に関する会計基準(案)
目 的
会計基準

範 囲
用語の定義
期中財務諸表の範囲等
期中財務諸表の作成基準
会計処理
(略)・・・期中財務諸表の取扱いを記載
期中連結財務諸表を作成する場合の取扱い
開示
期中財務諸表の科目の表示
表示方法の変更
注記事項
(略)・・・期中財務諸表の取扱いを記載
期中連結財務諸表を作成する場合の取扱い
期中個別財務諸表を作成する場合の取扱い
6 か月ごとより高い頻度で期中財務諸表を作成する場合の固有の取扱い
期中財務諸表の範囲等
会計処理
開示

11. また、文案イメージは審議事項(4)-3 及び審議事項(4)-4 でお示ししている。

ディスカッション・ポイント

本資料第 3 項から第 11 項に記載した事務局の分析及び提案について、ご意見を伺いたい。

以 上